

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宍 粟 市 長 福 元 晶 三

市町村名 (市町村コード)	宍 粟 市 (2 8 2 2 7)
地域名 (地域内農業集落名)	波賀町日見谷 (波賀町日見谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月24日 (第4回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、水稻を中心に一部景観作物を作付けしている。圃場整備田は農会で利用調整しながら作付けしている。集落の東側に引原川からの水害により農道や集落柵が損壊している。生産者が高齢化しており後継者の確保が課題である。耕作者が主体となっていた水路、農道、畦畔等の維持・管理についてどのように取り組むか検討する。

【地域の基礎的データ】

農業者：14人 主な作物：水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻と景観作物を作付けする。農業法人や専業農家への貸し付けを進めていく。引原川から優良農地への用水は、杉田集落も利用している共用の水路であり、共同管理について検討する。農道、水路の維持管理については、後継者確保や担い手の負担を軽減する観点から、多面的機能支払事業の取り組みを検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

農業振興区域のうち、圃場整備田とする

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手（集落内外の借受け農家、農業法人）への農地の集積・集約を進める。農会で農地の利用調整をする。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。
(3) 基盤整備事業への取組方針
水路改修工事等の必要が生じた場合は補助事業を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
計画的に担い手に農地を預ける体制をつくる。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落外の農業法人に農作業の一部を委託しており、引き続き支援サービスを利用する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑧自治会全員で年2回維持管理活動を行っており、今後は多面的機能支払事業を活用し、農地の維持管理活動を進めることを検討する。